

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「**本工事費内訳表**」、「**工種明細表**」又はこれらに相当するものに従って、**各工種毎に「数量×単価＝金額」**で表示します。
建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。（見積内訳書記載例2参照）
- ② また、本工事費内訳書の範囲内で**種別レベル*までの工事数量が確認できる場合は、種別レベル*までの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別毎に「数量×単価＝金額」**で表示してください。（見積内訳書記載例1参照）
※「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」（土木部技術管理課），第4章－11参照
(<http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gijutsukanri/gijyutu02/2-7/estimation/sekisan.pdf>)
- ③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、**金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。**

（例1）「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額
（誤）〇〇〇工	130m ²	×2,508円	= 325,000円（計算が合わないため誤計算）
		↓	
（正）〇〇〇工	130m ²	×2,500円	= 325,000円

※ 130×2,508=326,040円となるので、326,040円と記入するか、又は325,000円と見積もりたい場合は、誤計算とならないよう単価を2,500円として記入する。

- ④ 一定金額以上の誤計算（「値引き」や「まるめ」なども含む）があった場合は、**入札書が無効となりますので提出前に必ず検算を行ってください。**
- ⑤ 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例がみられますが、**表示方法によっては、見積金額と入札金額の不一致とみなされ入札書が無効となりますので、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることを確認してください。**

（例2）合計欄等でまるめ値引きは行わない。

（誤）	工事原価	10,000,000円
	一般管理費	2,345,600円
	工事価格	12,345,600円
	工事価格（まるめ）	12,340,000円（引下げ項目が不明な値引き）
		↓
（正）	工事原価	10,000,000円
	一般管理費	2,340,000円
	工事価格	12,340,000円

※ 一般管理費など実際に値引いた項目の金額（単価）を引下げた後の金額で表示する。

- ⑥ **見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。(数量×単価の不明な1式表示が合った場合は入札書が無効とされる場合があります。)**

(例3) 見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

	数量	単価	金額
(誤) ○○○工	1式		1,000,000円
△△△工	1式		1,500,000円
□□□工	1式		2,000,000円
		↓	
(正) ○○○工			1,000,000円
内訳	(100m	×2,500円 =	250,000円)
	(100m	×7,500円 =	750,000円)
△△△工			1,500,000円
内訳	(50m ²	×10,000円 =	500,000円)
	(50m ²	×20,000円 =	1,000,000円)
□□□工			2,000,000円
内訳	(200m ³	×8,000円 =	1,600,000円)
	(1式		400,000円)
内訳	(◇◇◇工	300m×1,000円 =	300,000円)
	(■■■工	500m×200円 =	100,000円)

- ⑦ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めません。
- ⑧ 工事施工に際して**必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合があります**ので、提出する前に十分チェックしてください。